

## 公益財団法人滋賀県消防協会就業規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の職員の勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において、職員とは、協会の事務局長、主任、主事及びその他の職員をいう。

### (服 務)

第3条 職員は、協会の目的にのっとり、誠実に勤務しなければならない。

2 職員の服務については、滋賀県職員の例による。

### (勤務条件)

第4条 職員は、常勤とする。ただし、嘱託職員についてはこの限りでない。

2 職員の勤務時間、休日、休暇及びその他の勤務条件については、別に定めるものを除くほか、滋賀県職員の例による。

### 附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。